



次のように改正し、平成二十五年十二月一日から施行する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

市 町 村 名	民生委員の定数
弘前市	三九八人
八戸市	五〇九人
黒石市	九二人
五所川原市	一四三人
十和田市	一四六人
三沢市	九〇人
むつ市	一五九人
つがる市	一〇五人
平川市	九〇人
平内町	四五人
今別町	一七人
蓬田村	一人
外ヶ浜町	三五人

大間町	一七人
おいらせ町	五五人
六ヶ所村	三四人
東北町	五〇人
横浜町	二〇人
六戸町	二九人
七戸町	五二人
野辺地町	四一人
中泊町	五一人
鶴田町	四五人
板柳町	四三人
田舎館村	二五人
大鰐町	三五人
藤崎町	三九人
西目屋村	八人
深浦町	四三人
鱒ヶ沢町	五四人

東通村	二五人
風間浦村	一人
佐井村	一人
三戸町	四人
五戸町	五人
田子町	二人
南部町	六五人
階上町	三人
新郷村	一人
計	二、七五六人

青森県告示第八百十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービス の種	居宅サービス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日

社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一八九三	短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所「鶴のまどい」	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	平成二・三
------------------	--------------------	----------	--------------------	-------------------	-------

青森県告示第八百十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
株式会社ほまれ 主たる事務所の 所在地	弘前市大字下鞆師町一の一 ひのき居宅介護 支援センター	平成二五・三・一
株式会社西町 八戸市柏崎二丁目八の二二	ケアプラン西町 八戸市柏崎二丁目八の二二西町ビルH号室	"
株式会社SK ライフ つがる市木造善積藤田一八の一	ケアプランセン ターたんぼぼ つがる市木造善積藤田一八の一	"

青森県告示第八百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	届出年月日	廃止年月日
株式会社友情	黒石市大字中川字富田一〇の二	ケアプラ「じょう」	黒石市大字中川字富田一〇の二	平成二五・一〇・二三	平成二五・一〇・二三	

青森県告示第八百十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指定年月日
				名称	所在地	
社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九三	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	短期入所生活介護	短期入所生活介護事業	平成二五・一〇・二三	
アマカレ株式会社	弘前市大字馬屋町九の六	弘前市大字馬屋町九の七	介護予防通所介護	あゆみデザインサービス	平成二五・三・一	

青森県告示第八百十七号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

登録番号	登月日録	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇一〇〇一	平成二五・一〇・一	社会福祉法人吉幸社	三戸郡大字上野	特別養護老人ホーム	三戸郡五苗	平成二五・一〇・一	地域密着型介護施設
〇二〇〇一〇〇二	"	社会福祉法人吉幸社	三戸郡大字上野	ショートステイ	三戸郡五苗	"	短期介護施設
〇二〇〇一〇〇三	"	社会福祉法人吉幸社	三戸郡大字上野	ショートステイ	三戸郡五苗	"	短期介護施設
〇二〇〇一〇〇四	平成二五・二・一	社会福祉法人吉幸社	青森市大字野	型介護施設	青森市大字野	平成二五・二・一	介護老人保健施設
〇二〇〇一〇〇五	"	社会福祉法人吉幸社	青森市大字野	型介護施設	青森市大字野	"	短期介護施設
〇二〇〇一〇〇六	"	社会福祉法人吉幸社	青森市大字野	型介護施設	青森市大字野	"	短期介護施設

青森県告示第八百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	指定 年月日
しんまち薬局	むつ市新町一〇の二二八ビコーボ五号	平成三三・一〇・三
アーチ調剤薬局	青森市大字三内字沢部二〇一の一四	"
スマイル薬局南郷店	〇八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一	"

青森県告示第八百十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、青森県農林水産部構造政策課及び西北地域農政局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

地域名	区 域
深浦地域	深浦町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域 1 国有林野の区域 2 大字大間越字寛の区域 3 大字北金ヶ沢、大字田野沢、大字風合瀬、大字轟木、大字追良瀬、大字広戸、大字深浦、大字横磯、大字月屋、大字鱸作、大字沢辺、大字森山及び大字松神の区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域

（「次の図面」は、省略する。）

青森県告示第八百二十号

昭和四十七年十二月二十八日青森県告示第九百十五号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

表の3深浦地域の項を次のように改める。

3 深浦	
------	--

青森県告示第八百二十一号

昭和四十八年十月二十七日青森県告示第七百七十二号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

表の2岩崎地域の項を次のように改める。

2 岩崎	
------	--

青森県告示第八百二十二号

平成二十年四月一日青森県告示第二百九十五号（使用の許可に係る漁港施設の指定）をもって指定した青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）第九条第一項第一号に規定する指定施設を変更したので、同告示の一部を次のように改正し、平成二十五年十一月二十九日から施行する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

別図十一を次のように改める。



公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年十一月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Max M i s a g o

三 代表者の氏名

福浦 岳志

四 主たる事務所の所在地

下北郡佐井村大字佐井字古佐井川目一七

五 定款に記載された目的

この法人は、佐井村及び近隣市町村に対して、環境の保全に関する事業、公園・道路・河川等の整備に関する事業を行い、地域の創造及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年十一月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人銀河

三 代表者の氏名

菊池 健弥

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字中野一丁目一三の一五

五 定款に記載された目的

この法人は、日々の生活を営む上で援助を必要とする障害児、障害者、高齢者に対し、「療育」という視点を常に持ちながら、個々のニーズに的確に添えていく支援を展開しつつ、総合的な福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース十和田東一番町店

十和田市東一番町一の六〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十五年十一月二十九日から同年十二月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん上北町店

上北郡東北町旭北一丁目六八〇の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び東北町役場

2 期間

平成二十五年十一月二十九日から同年十二月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東北町役場にあつては、その執務時間内とする。

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第十項の規定により、白糠地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び下北地域農林局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

（発行人・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭